

植民地ヴェトナムの北部農村における地主制試論

きく　ち　みち　き
菊　池　道　樹

はじめに

- I 土地の集積＝喪失の過程
 - II 北部農村における階級構成の特質
 - III 郷職地主と社内の階級構成
- おわりに

はじめに

植民地ヴェトナムにおいてフランスの民間投資が本格化するの、第一次大戦終了後であった。投資は主に、ヴェトナム南部のゴムと北部の鉱山に向けられた^(注1)。それに伴い、フランス人資本家や植民地当局にとって労働力の調達が課題となり、彼らは人口過剰な北部農村に強い関心を寄せた^(注2)。このような時期にアンリー (Yves Henry) は、ヴェトナム全土にわたる総合的な農村調査を行ない、またグルー (Pierre Gourou) やデュモン (René Dumont) も北部の主としてデルタ地域の農村を調査した。これらの調査によって初めて植民地支配下のヴェトナム北部農村における土地保有や農業経営の実態が明らかにされた。

それ以降、これらの調査報告を基礎に北部農村の農業・土地問題に言及する論文がいくつか発表された。しかし、それらは一様に、北部農村が稲の単作地帯であること、稲作経営はきわめて零細な規模の自作農によってなされていることを指摘するだけで、農村内の階級関係に立入って論及するものはほとんどなかった^(注3)。わずかに戦前に逸見重雄が階級関係に言及したが、彼は南部農村との対比において北部では地主・小作関係が副次的

な階級関係である点を強調するだけで、基本的な関係がいかなるものかを明確にしていない^(注4)。

ところで、8月革命後のヴェトナムでは、小作料引下げが土地政策の主要な課題として提起され、また革命後におけるヴェトナムの研究者は、植民地支配下の農業・土地問題を扱う際に、北部農村においても地主制が根本的な矛盾であったことを強調する^(注5)。しかし、その内容は南部に比べて大地主が少なく中小地主が多かったことの指摘にとどまり、具体的な分析はいまだ公けにされていない。他方、シェノー (Jean Chesneaux) は、『パンセ』誌上のアジア的生産様式をめぐる論争に関連してヴェトナムの村落＝社 (xã) をとりあげ、植民地化後の村落内の階級分化と地主制の展開、およびそれと共有地の存在との関係を論じた^(注6)。彼の議論も抽象的なレベルにとどまるが、階級関係を植民地支配下の村落における土地保有関係の変遷と関連させて把える視点は重要であると思われる。

こうした研究状況を念頭において本稿では、前記の諸調査報告の再検討を通じて、さらに解放後のヴェトナム人研究者による示唆をふまえて、北部農村の階級関係の特質を考察することにした。以下の本論においては、Iで植民地政策と階級分化との関連について簡単にふれ、次いでIIでは1930年前後の農村の階級構成の一般的性格を検討し、最後にIIIで社における階級構成と地主制の特質を分析することにする。

(注1) Robequain, Charles, *L'Évolution économique de l'Indochine française*, Paris d'Études de Politique Étrangère, 1939, pp. 178-190; Marseille, Jacques, "L'investissement français dans l'Empire colonial; l'enquête du gouvernement de Vichy (1943)," *Revue historique*, No. 512 (oct./déc. 1974), pp. 415-432. 高橋保「1920年代のインドシナにおける経済開発の特質」(『アジア経済』 第17巻第1・2号 1976年2月)。

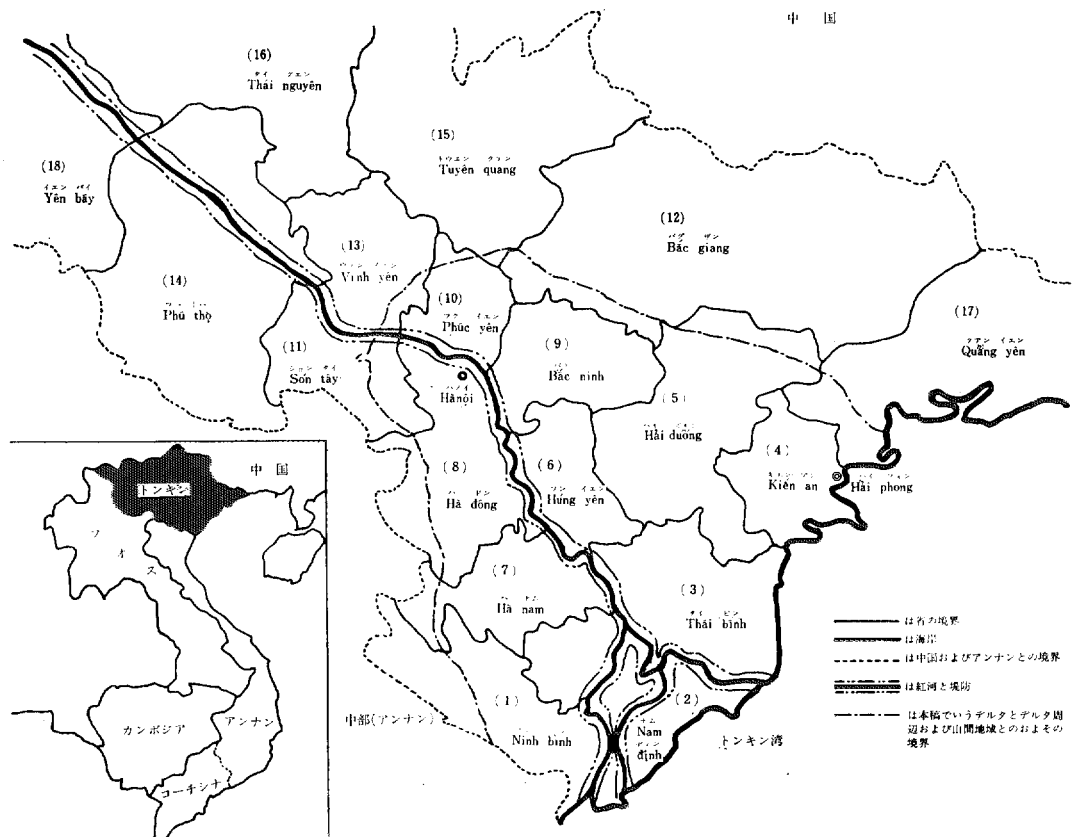
(注2) 植民地当局は、ヴェトナムを人為的に3地域に分け、北部をトンキン(Tonkin)、中部をアンナン(Annam)、南部をコーチナ(Cochinchine)と呼んだ。本稿が対象とする北部とは、当時トンキンといわれた地域である(第1図参照)。なお、この地域は、行政上18の省と五つの特別区に区分されるが、資料の制約上本稿では18省のみを扱うことにする。

(注3) 松田延一『仏印農業論』 朝倉書店 1944

年。太平洋協会編『仏領印度支那——政治・経済——』 河出書房 1940年。『仏領印度支那篇』(南洋叢書 第二巻) 東亜経済調査局 1937年。菊池一雅『ベトナムの農民』 古今書院 1966年など。なお最近の欧米の研究としては、Ngo Vinh Long, *Before the Revolution-The Vietnamese Peasants under the French*, Cambridge, MIT Press 1974 および Paige, Jeffery M., *Agrarian Revolution; Social Movements and Export Agriculture in the Underdeveloped World*, New York, The Free Press, 1975, pp. 278-333 などがあげられる。

(注4) 逸見重雄「佛領印度支那の人口および食糧問題」(逸見著『佛領印度支那研究』 日本評論社 1941年) 369~370ページ。なお、藤本昭は、逸見の見解を引継いで、一応地主制の展開を指摘している。藤本「ヴェトナム民主共和国における農業構造の変革過程」(大阪市立大学経済研究所『アジアにおける農業構造

第1図 北部(トンキン)18省の位置



の変革過程』日本評論社 1960年) 216ページ。

(注5) Viện Kinh Tế, *Cách mạng ruộng đất ở Việt Nam*, Hà Nội, Nhà xuất bản Khoa Học Xã Hội, 1969, tr 13-14; Vo Nhân Tri, *Croissance économique de la République démocratique du Viet Nam*, Hanoi, Édition en langues étrangères, 1967, pp. 45-46.

(注6) Chesneaux, Jean, *Contribution à l'histoire de la nation vietnamienne*, Paris, Éditions sociales, 1955, pp. 164-165. (斎藤玄・立花誠逸訳『ベトナム民族形成史』理論社 1970年), およびシェノー著, 藤田和子訳『ベトナム——政治と歴史の考察——』青木書店 1969年 63ページ(原著は, *Le Vietnam — Études de politique et d'histoire*, Paris, Giulio Einaudi Editore, 1968.)

I 土地の集積—喪失の過程

最初に、植民地化直後の村落＝社の権力構造について簡単にふれておこう。

フランスがヴェトナム北部を正式に植民地化したのは1884年の「ユエ条約」によってであるが、この頃北部農村を視察したオリ (Pierre Ory) は、社について次のように述べている。

「コミューン (社のこと——筆者注) は、専制政府のような印象を与える。いく人かの権勢家が実権を握り、思うままにコミューンを統治し、変化を起こさせようとしない。」(注1)

このような権勢家の実権なるものについて、オリの記述をいまま少し詳しくみておこう。まず、この権勢家とは地主、商人、退役官吏であり、郷職 (hư ông chức) と呼ばれる役人を兼ねている。彼らは社の行政・財政・警察・裁判権を一手に握り、また国家が課す税や夫役の構成員への割当てや共有地を処理する権限をもつ。たとえば、共有地はその所有権が国王に属し、構成員への平等な割当てが法に謳われているのだが、郷職は自らの取り分を大きくしたり、肥沃な土地を選ぶ(注2)。

これに対し、支配される側の農民は、伝統的な均分相続制のために一般に土地の所有規模が小さく、共有地の割当ても少ない。それゆえ、国家が課す税・夫役・兵役や社の行政・祭祀に必要な費用を負担しきれず、土地を手放す農民が多い(注3)。

こうした社における郷職の専制支配に対して国家は介入できない。というのは、社は郷職が作成する戸籍や土地台帳に基づいて税や夫役を負担し、徴役に応ずる限り、国家による干渉は受けないからである(注4)。

このように植民地化直後の社は、国家に対しては相対的な自律性を有し、その内部においては階層分化がすすみ、郷職が零細農を強力に支配する実権をもっていたのである。

既存の研究によれば、社が自律性を獲得するのは18世紀初頭の後黎朝期であり、それ以後社内で郷職は私有地の兼併や共有地の恣意的な占有をすすめ、19世紀中葉の阮朝期までには専制的な権力をもつに至ったとみられる(注5)。

植民地化後の諸政策は、こうした郷職による土地集積、農民の土地喪失の傾向に拍車をかけたと思われる。そこで以下において、特にこの傾向に強く影響を与えたとみられる土地法の改定、総督ドゥメール (Paul Doumer) の財政政策 (人頭税と地租の再編, アルコールなどの専売制の導入), およびその結果としての米の商品化の促進, の3点を取りあげ、それらと土地移動との関連を追求してみよう。

まず、土地法改定のねらいは、フランス人植民者への土地の提供にあったことは言うまでもない。フランス政府は「ユエ条約」の条文に不動産売買の自由化を銘記させ(注6)、それを実現させるために1888年10月3日付の法令で土地の私的所有を法制化し(注7)、さらに翌日の法令で土地登記を

義務づけ^(注8)、土地に関してのいわゆる近代的法体系を確立した。その結果、植民者やヴェトナム人官吏・商人・郷職は、登記漏れの土地(未墾地や登記制度を知らなかったり、課税を免れるために登記をしなかった農民の耕作地)の払下げを受けた。こうした傾向は土地投機の風潮を生み、郷職は共有地の売却や長期賃貸を行なった^(注9)。そのうえ、1897年9月27日の法令によって、彼らが収奪した農民の土地や共有地は、入手手段の如何を問わず全て私有地として認定された^(注10)。このような土地収奪の全貌は明らかではないが、地域によっては相当な規模に達した^(注11)。

次に財政政策との関連をみよう。フランスにとって植民地支配機構の維持、および民間投資の基盤を整備するための公共投資の財源を確保することは急務であった。この課題に応えるべく財政政度を確立したのは、1897年に第6代インドシナ連邦総督として赴任したドゥメールであった^(注12)。彼は、植民地の財政収支を地方予算と連邦予算の二本立てとした。前者は、トンキン、アンナン、コーチシナ、カンボジア、ラオスの5地域ごとに独立採算制をとり、その財源は住民の直接税(人頭税と地租)をもってあて、それによって人件費や行政費を賄うものであった。後者は、アルコール・塩・アヘンの専売収益金や関税などを財源とし、主に公共事業関係の費用に充てた。こうした財政を支えたものは農民であり、殊に直接税とアルコールの専売制は彼らにとって大きな負担となった。

たとえば、直接税の課税に関してドゥメールは、1897年6月2日に二つの総督令を公布した^(注13)。それによると、人頭税は、阮朝期の制度を踏襲したうえ、夫役の20日分を現金換算して加えた。課税対象は18歳から60歳までの男性で、内籍

民(^{ダン ノイ ティツ} dân nội tịch)・外籍民(^{ダンゴアイ ティツ} dân ngoại tịch) ごとに貧富を問わず一律に一定額を課した。地租については、土地所有者の負担義務を明確にし、作付の種類と肥沃度に応じて1マウ(mẫu-1マウは0.36ヘクタール)当りの年間課税額を不作、凶作に関わらず定めた。

かくして直接税は、金納、定額化され、農民は現金支出の増加を余儀なくされた。しかも、課税方法は累進制ではないため、零細な農民ほど負担は重かった。そのうえ、当時の潘佩珠らの証言によると、フランス人官吏は架空の土地を登記したり、土地の肥沃度を過大に見積ったり、死人を戸籍から抹消することを拒否するなどして農民から法定外の現金徴収を企てた^(注14)。徴税の責任を荷う郷職もまた職務を悪用して税負担を農民に転嫁したり、余分に負担を課して上前をはねた^(注15)。

ドゥメールはまた、アルコール・塩・アヘンの専売制を推進し、その結果農民はさらに現金支出の増加を強いられた。特に酒は、祭事の多い農民生活に不可欠であったが、酒類の自家醸造の禁止^(注16)、フランス人経営の独占会社への醸造・販売の委託^(注17)などによって、農民は独占会社の思いどおりの高価格で酒を現金で購入せざるをえなかった。この頃北部農村を視察したアジャルベール(Jean Ajalbert)によると、植民地当局は、収益金の増加を図るために社ごとに強制消費量を割当てたり、自家醸造の密告を奨励した。彼はまた、自家醸造の禁止が農家から養豚の飼料である酒粕を奪い、農民に飼料の現金購入か副業の断念を余儀なくさせたことも指摘している^(注18)。

現金獲得の必要に迫られた農民は、製籠、養魚などの簡単な副業を始めたり、フランス人企業における賃労働に従事した^(注19)。しかし、それによる副収入は、低収益ないし低賃銀のため、増大す

る現金支出を補うには不十分であり、そのため農民の多くは、収穫直後の籾を売って換金せざるをえず、その結果米の商品化が促進された。つまり、北部農村では税制の再編と専売制の導入によって米は商品としての性格を強めたのであり、従来指摘されてきたように、単に農民の飯米として存在していたのではない。

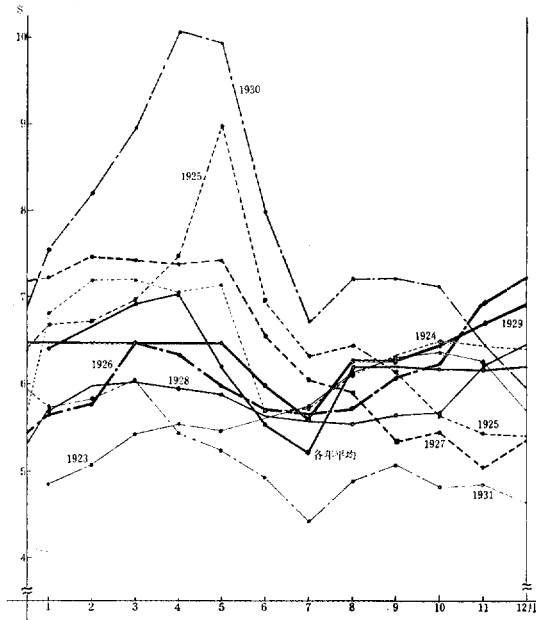
そこで次に、現金支出と米の商品化との関連を検討してみよう。第2図は、ハノイにおける1923年から1931年までの各年度の月ごとの籾価格の変動を表わしたものである。作柄や外国市場の影響があるものの、6月に価格が落ち込み始め、7月に最低となる傾向をみることができる。ところで、アンリーによると、ハノイの籾の価格の動きは、

農村のそれよりほぼひと月遅れるから、農村では6月に価格が最低になる。6月は5月米(旧暦5月に収穫する米)の収穫期であり、同時にほとんどの地域では人頭税の全額と地租の一部の納入期でもある。それゆえ籾価格の下落は、納税のために換金を迫られた農民が収穫直後の籾を大量に売り出すためだと推定される(註20)。逆に、10月米(旧暦10月に収穫する米)の収穫期である11月(第1表では12月に現われる)には価格が必ずしも下落しないのは、この時期が納税期と重ならないためと思われる。このような窮迫販売による籾価格の変動は、ドゥメールによる財政制度の確立とともに始まり、植民地時代を通じてみられたといえよう。

ところでアンリーによると、1930年前後において、3マウ(約1ヘクタール)未満の水田を自作する者は、納税や負債の支払いのため、収穫した米の一部ないしは全部を売却する(註21)。彼らが手持ち分を食べ尽す頃には籾の価格は騰貴しており、日雇いなどで得た現金で高値で籾を買い戻すか、高利で借りることになる。30年代の農民生活の実情を報告したチュオンチン(Trương Chính)やヴォーグエンジャップ(Võ Nguyên Giáp)によれば、農民の多くは安くて満腹感をおぼえる赤米を食べたり、薄がゆにして米を節約したり、トウモロコシやサツマイモやタロイモなどを主食にすることが多い(註22)。植民地時代の1人当りの米消費量は減少し(註23)、農民の食生活の水準は低下したが、これは米の商品化によるところが大きいとみられる。

他方、アンリーによれば、農民が売りに出す籾を安値で買い集めて貯蔵するのは、商人、郷職や該総(cái tổng)(註24)である。彼らは、籾の価格が高騰する頃に売却したり、農民に貸付ける。ハノ

第2図 ハノイ市場における籾相場の変動



(出所) Gouvernement Général de L'Indochine, *Annuaire Statistique de L'Indochine*, Vol. I-Vol. IV. Hanoi, 1931-1933. 各巻より集計。

(注) (1) 籾100kgの価格であり、単位は\$ (ピアストル)。

(2) 左端の縦軸の価格は、前年度12月のもの。

イなど都市に住む中国人とヴェトナム人の大商人は、農村の小商人や郷職を系列化し、大量に粃を貯蔵し、騰貴を待ってフランス人や中国人の輸出商人に売り渡したり、凶作などで価格が高騰する地方へ売りに出す^(注25)。

このようにして郷職や商人は資金を蓄積する一方、農民は生活水準を低下させてもなお現金不足に悩まされる。農民の現金不足は、凶作、恐慌の際の粃価格の下落、冠婚葬祭時の出費、あるいは社内の公共の建物の建造・修復費の徴収などによってさらに深刻なものとなる。必要な現金を調達できない農民は、土地を売却するか、土地を担保に郷職や商人から借金せざるをえない。

農村のこうした現金貸付の利率は異常に高かった。アンリーやグルーは、1930年前後において期間が1年以内の貸付では月利に換算すると数パーセントから10%に及ぶこと、凶作の年や収穫直前には借り手が過剰になるため利率はさらに上昇して月利15~25%にも達することを指摘している^(注26)。「借金は人間の喉を切る」^(注27)という当時の流言に示されるように、ひとたび借金をすると高利ゆえに返済は難しく、利息が元金に加算されることもあって、ほとんどの農民は担保に入れた土地を手放すことになる。このようにして、ホアンウォック (Hoàng Ước) などの現代ヴェトナム人研究者が指摘するように、植民地時代を通じて高利貸を媒介に農民の土地喪失、郷職や商人による土地集積が進行したといえよう^(注28)。郷職は植民地支配機構の末端の権力者であり、様々な奸計をめぐらして土地の集積を容易になしえたことも無視できまい。地方官吏と癒着する商人の場合も同様のことがいえよう。

最後に、土地の集積＝喪失の過程に関連して以下の点を補足しておかねばならない。

まず、農業生産力は、植民地時代を通じて停滞していたという点である。この点は、現代ヴェトナム人研究者が一様に認めるところであり^(注29)、ゴヴィンロン (Ngo Vinh Long) のように阮朝期に比べて低下したことを主張する論者さえいる^(注30)。もともと、地域によっては植民地化後に灌漑や排水用の施設が建設され、耕地面積が増加したり、米の二期作化が可能となった^(注31)。だが、それは一部地域に限られ、しかも堤防の完成によって洪水による肥沃土の堆積が妨げられ、単位面積当りの収量が減少する地域さえみられた^(注32)。つまり、北部農村は、依然低い生産力の水田単作地域であり、農業生産力の上昇に伴う農民層の両極分解を跡づけることは無理のように思われる。

この点に関連して、資金を蓄積した郷職や一部農民は、それを土地改良に投資せず、専ら土地の集積にまわした点に留意する必要がある。商人ですら高利貸一地主化する傾向を強め、商工業の分野への投資はきわめて少なく、いわゆる民族資本が形成されなかったことは植民地ヴェトナムの特質といえよう^(注33)。これは中国人商人の勢力の強さ、フランスによるヴェトナム人の商工業の分野での活動の抑制等によるものと考えられるが、現段階ではこの点を解明するのに十分な資料は得られず、今後追求すべき課題として残しておく。

(注1) Ory, Pierre, *La commune annamite au Tonkin*, Paris, Poitiers-Imprimerie oudin et C^{ie} 1894, p. 136.

(注2) *Ibid.*, pp. 12-26, 78-84. 郷職には様々な階層があり、大別すると、耆目 (kỳ mục), 耆老, (kỳ 老), 役目 (dịch mục) となる。このなかで実質的な権限を集中しているのは耆目である。役目は、地方官庁とのパイプ役にすぎず、耆老は、高齢者の名目的な役職にすぎない。以下特に断わらない限り、郷職は、耆目層を指すことにする。

(注3) *Ibid.*, pp. 26, 73.

- (注4) *Ibid.*, pp. 137-142.
- (注5) 竹田龍児「ヴェトナムにおける国家権力の構造——社を中心として見たる——」(山本達郎編『東南アジアにおける権力構造の史的考察』竹内書店1969年)。
- (注6) Arrighi de Casanova, *Recueil général des actes relatifs à l'organisation et à la réglementation de L'Indochine*, Hanoi-Haiphong, 1919, Tome I, pp. 55-56.
- (注7) *Le régime foncier aux colonies*, Bruxelles, 1899, Tome II, pp. 165-166.
- (注8) *Ibid.*, pp. 166-168.
- (注9) Vu Van Hien, *La propriété communale au Tonkin*, Paris, Librairie du recueil Sirey, 1939, pp. 62-63. (中込武雄・大橋宣二訳『佛印における公田制度の研究』栗田書店1944年)。
- (注10) de Casanova, *op. cit.*, Tome I, p. 133.
- (注11) 植民者による土地収奪の実例は, Trần Huy Liệu, *Lịch sử tám mươi năm chống Pháp*, Hanoi Nhà xuất bản văn sử địa 1957, tr 96. および Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr 25. しかし, 農民は既得権の剥奪に対しては根強く抵抗し, 植民地当局も植民者へ土地の一部返還を促すなど土地収奪に対する一定の歯止め策を講ぜざるをえなかったことは留意すべきである。(Vu Van Hien, *op. cit.*, pp. 61-62.)
- (注12) ドゥメールの財政政策のねらい, 内容については, Doumer, Paul, *Situation de L'Indochine 1897-1901*, Hanoi, F. H. Schneider, 1902. および *L'Indo-Chine française; souvenirs*, Paris, 1905. による。
- (注13) de Casanova, *op. cit.*, Tome I, pp. 109-110. 内籍民と外籍民との厳密な区別はないが, 一応前者は代々社に住み諸義務を果たし諸権利を有する者, 後者は社に住みついてから3代を経過せず諸権利を享受できない者といえる(Toán Anh, *Làng Xóm Việt Nam*, Saigon, Nam Chi Tùng Thư, 1968, pp. 41-46.). なお, 内籍民・外籍民の仏語訳はそれぞれ inscrit, non-inscrit である。
- (注14) 潘佩珠(梁啓超撰)「越南亡國史」(中国近代史資料叢刊『中法戦争(七)』上海 上海人民出版社1961年) 527頁。(川本邦衛訳『ヴェトナム亡国史他』平凡社1966年)
- (注15) Trường Chinh and Võ Nguyên Giáp (translated by White, C. P.), *The Peasant Question (1937-1938)*, New York, Cornell University Press, 1974, pp. 49-53. (原典は *Vấn đề dân cày*, Hanoi, 1959.)
- (注16) de Casanova, *op. cit.*, Tome I, pp. 229-245.
- (注17) Chesneaux, *op. cit.*, pp. 154-155.
- (注18) Ajalbert, Jean., *Les destinées de l'Indochine*, Paris, Louis-Michaud, 1909, pp. 286-311.
- (注19) 副業については, Gourou, Pierre, *Les Paysans du delta tonkinois*, Paris, Les Éditions d'art et d'histoire, 1936, p. 425以下を参照。賃労働については, Goudal, Jean, *Labour Conditions in Indo-China*, Geneva, International Labour Office, 1938 (南洋経済研究所訳『印度支那労働調査』栗田書店1942年)を参照。
- (注20) Henri, Yves., *Économie agricole de l'Indochine*, Hanoi, Gouvernement Général de l'Indochine, 1932, p. 344.
- (注21) *Ibid.*, p. 339. また, より正確には1ha=2.78マウである。
- (注22) Trường Chinh & Võ Nguyên Giáp, *op. cit.*, p. 32.
- (注23) 'L'industrialisation de l'Indochine,' *Bulletin quotidien de la société d'études et d'informations économiques*, 2 novembre, 1938, p. 4. によれば, 農民1人当りの米消費量は, 1900年に262キログラム, 1913年に226キログラム, 1937年に182キログラムと漸減した。なお, 引用は, Henri, Lanoue., "The Structure of Indochina," *Science and Society*, Vol. XV, No. 1 (1951), p. 11による。
- (注24) 社がいくつか集まって行政上の単位, 総(tổng)を形成する。該総はその長である。なお総の上の行政単位は, 県(huyện)・府(phủ)・州(châu)であり, 県や府が数個で省(tỉnh)を形成する。
- (注25) Henri, *Économic*……, pp. 341-344.
- (注26) *Ibid.*, p. 37; Gourou, Pierre., *'Le Tonkin'*, Paris, 1932, p. 118.
- (注27) Chaliand, Gérard (translated by Peter Wiles), *The Peasants of North Vietnam*, Harmondsworth, Penguin Books Ltd., 1969, p. 236.
- (注28) Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr 42.
- (注29) Vo Nhân Tri, *op. cit.*, p. 49.

(注30) Ngo Vinh Long, *op. cit.*, pp. 50-51.

(注31) 植民地化後、1938年までに灌漑・排水施設の建設によって耕地化、ないしは改良された土地は、北部全体で24万9400ヘクタールに達する。(Bigorne, "L'Hydraulique agricole dans le delta tonkinois," *Bulletin Économique de l'Indochine*, 1938. Fasc. 2, pp. 270-282.)

(注32) Gourou, *Les Paysans*……, pp. 104-108.

(注33) Vo Nhân Tri, *op. cit.*, p. 96; Tam Vu and Nguyen Khac Vien, "A Century of National Struggle (1847-1945)," *Vietnamese Studies*, No. 24, Hanoi, 1970, pp. 73-74.

II 北部農村における階級構成の特質

以上のような土地の集積=喪失の過程の分析を念頭に置いて、本節では、まず1930年前後の北部農村における土地所有状況の一般的な特徴をヴェトナム中部、南部との比較を通じて検討し、ついで農民層の階級的性格を明確にしたうえで、北部18省の農村における階級構成の特質を解明する。

初めに、1930年前後のヴェトナムの3地域における土地所有状況を第1、2表に示しておこう。いずれもきわめて大まかな数値ではあるが、北部・中部と南部との対比は明らかである。つまり、南部では50ヘクタール以上の土地を所有する大地主

第1表 1930年前後における土地所有者の規模別構成
(単位: 人)

地域 区分	トンキン	アンナン	コーチシナ	合計
	5ha 以下	946,500 (98.2)	646,700 (98.5)	
5~50 ha	17,500 (1.8)	8,900 (1.4)	65,750 (25.8)	92,150 (5.2)
50ha以上	180 (0.02)	50 (0.008)	6,300 (2.5)	6,530 (0.4)
計	964,180	655,650	255,050	1,874,880

(出所) Henry, Yves, *Économie agricole de L'Indochine*, Hanoi, Gouvernement Général de L'Indochine, 1932, p. 212 より作成。

(注) カッコ内はパーセント。

による土地の集積は著しく、大地主が小作人に土地を貸付けて耕作させる経営形態が支配的である。これに対し、北部では中部と同様に、大地主による土地の集積の度合いは南部ほどではなく、5ヘクタール未満の小規模な土地を所有する層が圧倒的多数を占め、この層が所有する土地の比率は全体の4割に達する。一見すると確かに、北部では小規模自作農による経営が支配的であり、これこそが北部農村の階級構成の分析を曖昧にしてきた原因といえよう。

しかし、つぎの3点を留意しておく必要がある。第1に北部では、全所有者に占める小規模所有者の比率はきわめて高いものの、これらの層が所有する土地の全耕地に占める比率は必ずしも高くない点である。第2は、5ヘクタール未満の所有者層をすべて自作農とみなしてよいかという点である。さらに第3点として、共有地が全耕地の20%を占めていることに特に注目すべきである。上述のように、共有地は農民に平等に配分されていたのではない。

これらの点を考えると、北部では小規模自作農が多いとはいえ、小作地が少ないとはいきれない。ただ南部との比較において、大地主の貸付地の比率があくまで相対的に少ないということにす

第2表 1930年前後における土地の所属階層別構成(%)

地 域	耕地面積 (1000 ha)	所属階層の比率			共有地	合計
		5 ha 以下	5~ 50ha	50ha 以上		
トンキン	1,200	40	20	20	20	100
		50	25	25		100
アンナン	800	50	15	10	25	100
		67	20	13		100
コーチシナ	2,300	15	37	45	3	100
		15	38	46		99

(出所) *Annuaire Statistique de L'Indochine*, Hanoi, Gouvernement Général de L'Indochine, 1933, Vol. IV, p. 106 より作成。

(注) 上段は、公田を含んだ全耕地に対するパーセント。下段は、私有地に対するパーセント。

ぎないのである。それゆえ、北部の農業生産の実状に即した検討をしなければならない。

1. 農民層の階級的性格

そこで、農民各層の階級的性格をアンリーらの報告にもとづいて、私有地の所有規模を軸に検討する。古くから水田耕作が中心である北部では、耕作面積を階級分析の指標とすることに異論はあるまい。その際、所有規模と経営規模の両面から検討し、それらを総合する必要がある。しかし、ここでは経営規模をとらないことにする。それは、資料的な制約に加え、つぎの理由による。植民地時代を通じて北部においては、借地をするのは多くの場合、もとの所有者が生計を維持するためであった。そして、市場向けの商品生産をめざし、高い収益をあげるため積極的に借地をし、経

営規模を拡大するという、いわゆる典型的な富農はほとんどみられなかったからである。なお、共有地の割当規模も考慮しなければならないが、この点は次節で扱うことにする。

まず、中農の目安となる所有規模を検討しよう。第3表は、いずれもデルタ地域の平均的な土地生産力の水田3マウを自作する農家の家計収支である。各農家とも多かれ少なかれ副業収入や労賃に依存しているが、通年米を消費し、余剰分を売却して現金収入をえる。それゆえ、これらの農家は、所有地の経営による収入でほぼ生計を維持できるといえよう。もっとも、デュモンの指摘によれば、同じ3マウを所有しても、その収入で家族の再生産が可能なのは、二期作地帯で集約的に経営する農家であり、一期作地帯で粗放的に経営

第3表 水田3マウ自作農家の家計¹⁾ (単位: ピアストル(\$))

農家番号	自作規模(マウ)	家族(人)	現金総収入	籾の売却	豚・鶏の売却	畑作物の売却	労賃	副業	水牛の賃貸料	現金総支出	副食費	衣料費	慶弔費	税	その他	籾消費量(kg)
1	3	4	57.34	9.34	36.00	12.00				60.80	22.00	8.80	12.00	9.00	9.00 ²⁾	973
2 ³⁾	3	5	64.00	29.00	12.00	8.00	15.00			64.00	22.00	11.00	21.00	10.00		1,200
3	3	8	33.00	6.00			5.00		15.00	35.00						1,600
4	3	7	89.00	62.00	12.00	3.50		1.60	9.00	63.00						2,000
5	3	7	80.00	12.00			35.00	14.00		64.00						1,900
6	3.8	6	45.00	12.00	5.00			(24.00) ⁴⁾		42.00						1,700
7	3	7	85.00	40.00				21.60	15.00	54.00						2,000
8	3	6	82.65	32.00	29.00	21.00				69.25						1,900
9	2.4	4	42.31		7.00	13.41	17.40	4.50		57.72						800
10	3	5	60.00	16.00			18.00	(26.00) ⁵⁾		60.00						1,600
11	3	5	39.00							35.00						1,200
12	3	6	59.00							37.00						600
13	3	6	60.15							57.51						1,900
14	4	6	51.20							53.06						1,900

(出所) Gourou, Pierre, *Les Paysans du Delta tonkinois*, Paris, Les Éditions d'art et d'histoire, 1936, pp. 563-566 より作成。番号2の農家については Bouvier, R., *Richesse et misère du delta tonkinois*, Paris, 1937, pp. 26-27.

- (注) 1) 1934年の家計で籾100kg=2\$00である。農家2は1937年の家計で、籾100kg=3\$60である。
 2) 内訳は、照明3\$00, 家屋修理4\$00, 農具2\$00である。また、籾は、467kgを売却したことになるが、他に種子用に60kgを保存している。つまり、総収穫高は、籾1,500kgである。
 3) 農家2の総収穫高は、籾2,000kgであり、売却分は800kgである。
 4) 労賃・副業・水牛賃貸料の合計である。
 5) 副業と野菜売却費の合計である。

第 4 表 水用 1 マウ前後を耕作する農家の家計 (単位: ピアストル(\$))

地域・年代	(1) バクニン省。 1934年。	(2) タイビン省。 1934年。	(3) ナムディン省。 1930年頃。	(4) ナムディン省。 1938年頃。	(5) 地域不明。 1938年頃。	
耕作規模	1.5 自作	公田 1 マウ自作	公田 1 マウ自作	公田自作 5 シャオ, 2 マウ小作	2 マウ小作	
家族構成	4 人	6 人	4 人(夫婦と子供) (2 人)	7 人(夫婦と子供) (5 人)	7 人(夫婦と子供) (5 人)	
収入	米 家畜売却 畑作物 魚貝類売却	55.00 28.00 42.00 5.00	14.00 ¹⁾ (6.00) ²⁾	42.5 (850kgの粳) ³⁾	60.00 30.00 26.00 10.00 10.00	60.00 25.00
	労賃 副業その他 合計	5.00(副業) 135.00	12.00(夫) 9.00(妻) 3.00(子供)	30.00(夫) 5.00(妻)	{ 12.00(夫, 2カ月) 8.00(妻, 2カ月) 24.00(長男, 4カ月) 20.00(次男, 2カ月) 4.00	12.00(上の子, 2人) 18.00(水牛賃貸) 115.00
支出	食糧 住居 光熱金 その他 合計	45.00(米) 20.00(副食) 5.50 6.00(耕作費用) 14.20(嗜好品) 90.70	23.00 ¹⁾ 4.20 7.00(水牛賃借 と粳)	67.50(1,300kg の粳) ³⁾	152.00 21.00 2.30 8.76	120.00 18.00 3.00 8.50 10.00(祭祀) 150.50
	合計		56.00	77.50	204.00	

(出所) (1) Gourou, Pierre, *L'Utilisation du sol en Indochine*, Paris, Centre d'Études de Politique Étrangère, 1940, p. 418. (2) Gourou, Pierre, *Les Paysans du Delta tonkinois*, Paris, Les Éditions d'art et d'histoire, 1936, p. 567. (3) Henry, Yves, *Économie agricole de L'Indochine*, Hanoi, Gouvernement Général de L'Indochine, 1932, p. 33. (4), (5) Nguyễn Hữ u Khang, *La Commune annamite*, Paris, Librairie du Recueil Sirey, 1946, pp. 173-175 より作成 (なお, (4)(5)は, Nguyen Van Huyen, "Paysannerie du Tonkin," *Revue Est*, février 1939, からの再引用である)。

(注) 1) (2)の6\$00は, 畑作物, 家畜売却の合計である。
2) 自家消費分は算入していないとみられる。
3) 粳100kg=5\$00として換算。

する農家の生活は苦しい(注¹⁾)。ところで, デュモンによると, 3 マウ程度の土地を耕作する農家は, 大抵水牛を 1 頭所有し, 5 月米収穫期のように短期間に多くの人手が必要の際には日雇いを雇うものの, 通常耕作は家族の労働力で賄う(注²⁾)。これらの諸事実から, デルタの二期作地帯では, 3 マウを自作する農家をほぼ中農の基準とみてよいと思われる。肥沃度や水利条件が劣る地域では, 中農としての所有規模の基準が大きくなることは言うまでもない。

つぎに, 3 マウ未満の所有規模の農家について検討しよう。第 4 表で明らかなように, 1 マウ前

後の所有規模では飯米すら確保できない。収入不足を補うためにこれらの農家は, 技術が簡単で資金が少なくてすむ養豚・養鶏, 製籠, 魚貝類販売などの副業に従事し, 所有規模が極零細な農家では, 労賃に依存する度合いが大きい。アンリーらによると, 所有規模が 1 マウ未満の農家は, 必要最低限の農具, 種子や 2, 3 頭の子豚を所有するだけで, 耕作費用もわずかしかもたない。現金や粳(種子, 食糧用)は常に不足しがちで, 収穫のひと月ほど前に青田売りをすることさえある。経営は, 自家労働力で間に合うが, 農繁期には近隣の農家同士が労働を互換する慣行もみられる(注³⁾)。

つまり、1マウ程度の所有規模の農家は、貧農＝半プロと規定できよう。

つぎに、所有規模が3マウを超える農家の検討に移ろう。グルーやデュモンによれば、農繁期に定期的に雇傭労働を必要とするのは、5マウ程度の水田を耕作する農家である(注4)。そして、デュモンは、所有規模が約3ヘクタール(約8マウ)に達すると、その農家の戸主は、通常社の公務や高利貸に従事し、「賃労働者」(注5)を雇って耕作させ、自らは農作業の監督をするだけであることを指摘する(注6)。また、アンリーによれば、10～15マウを所有する者は概して郷職であり、戸主は耕耘や刈入れなどの主要労働に従事せず、「賃労働者」を監督して耕作させる。この雇主－雇人の関係は、近代的な意味でのそれではなく、雇人は雇主に身ぐるみ拘束され、奉公人的な性格をもつ(注7)。また、経営主体は、高収益をめざして経営規模を拡大したり、農事改良に取り組むことはなく、資金を蓄積すると土地の集積にまわす(注8)。それゆえ、単純にいわゆる富農と規定することはできないが(注9)、雇主として収入の多くを労働力雇傭にもとづく搾取からえている点を重視すれば、富農としての性格をもつものと捉えることができる(注10)。

ところで、10マウ前後の規模の土地所有者のなかには、次章でみるように、集積した土地を小作人に貸付けて地主化する者もみられる。このような層の多くは郷職であり、北部農村でかなり広汎に存在していたとみられる。したがって、10マウ前後の土地所有者層のなかには、富農的性格をもつ者と小地主性格をもつ者とが並存していたといえる。しかし、その性格の差は微妙であり、この両者を峻別し難いことは、8月革命後の土地改革実施の際の混乱がよく証明している(注11)。

デュモンによると、地主的性格が濃厚となるのは、約20マウの所有者である。この層は、飯米用に肥沃地の一部を雇人を用いて耕作するが、大部分の所有地は小作に出す。しかし、二期作地帯では、10月米期には季節雇いを使って自作し、5月米期に小作人に貸付ける者もあり、この層は農民的側面を残しているといえよう(注12)。

最後に、寄生地主層にふれておこう。アンリーは、所有規模が50マウ以上の者は、自作をするのはごくまれであり、ほとんどすべての所有地を貸付けることを指摘する(注13)。彼らの多くは、ハノイなどの都市に住んで不在地主化し、小作地の管理は監督人に委ねる。また、官吏と不断の関係をもつ。小作料収入が収入の基本であるが、彼らは高利貸を兼ね、土地を絶えず集積する。

2. 北部農村における階級構成の特質

さて、以上の考察を前提に、第5表を手がかりとして、北部農村における階級構成の特質を検討しよう。

第5表は、アンリーが水田を中心とした私有地の所有者を対象に実施した調査結果であるが、これを利用するうえでの問題点をいくつか指摘しておこう。

まず、アンリーの調査方法についてであるが、彼は社単位のいわば属地主義で集計している(注14)。そのため、同一所有者が複数の社に土地を分散して所有している場合、統計にはその所有者が重複して計上されることになる。その結果、表中の所有者数が実数より多くなり、しかも土地の集積度がぼかされてしまう。たとえば、13マウの所有者が二つの社に分散して土地を所有する場合、1～5マウと5～10マウの範疇に2度計上されることがありうる。所有規模が大きくなるほどこのような事例が増し、土地の集積度が曖昧になるとみら

第5表 土地所有の規模別構成

省名	人口	1マウ以下の所有者	1~5マウの所有者	5~10マウの所有者	10~50マウの所有者
トンキン18省の合計	8,005,000	594,091 (61.63%)	287,792 (29.85%)	60,303 (6.25%)	20,725 (2.15%)
(1) ニンビン	360,000	41,114 (69.8)	13,241 (22.5)	3,192 (5.4)	1,217 (2.1)
(2) ナムディン	1,011,000	81,716 (74.2)	21,029 (19.4)	5,099 (4.5)	1,760 (1.5)
(3) タイビン	927,000	61,546 (70.5)	20,215 (23.2)	3,744 (4.3)	1,589 (1.8)
(4) キエンアン	353,000	36,970 (64.8)	15,689 (27.5)	3,552 (6.2)	779 (1.3)
(5) ハイズオン	707,000	75,706 (58.4)	41,840 (32.2)	8,552 (6.6)	3,449 (2.6)
(6) コンイエン	439,000	37,231 (58.1)	21,224 (33.1)	4,071 (6.3)	1,498 (2.3)
(7) ハナム	446,000	29,010 (63.9)	12,497 (27.5)	2,738 (6.1)	1,017 (2.2)
(8) ハドン	940,000	75,795 (63.6)	35,757 (30.0)	5,747 (4.8)	1,693 (1.4)
(9) バクニン	418,000	40,802 (55.5)	26,136 (35.5)	5,199 (7)	1,308 (1.7)
(10) フクイエン	173,000	15,780 (50.8)	11,648 (37.5)	2,700 (8.7)	881 (2.8)
(11) ションタイ	270,000	20,689 (61.9)	10,276 (30.7)	1,985 (5.8)	520 (1.5)
(12) バクザン	256,000	15,495 (38.9)	16,509 (41.5)	5,403 (13.6)	2,242 (5.6)
(13) ヴィンイエン	215,000	17,610 (48.4)	13,596 (38.2)	3,065 (9.2)	1,152 (3.7)
(14) コートー	263,000	27,883 (59.1)	16,339 (34.6)	2,443 (5.2)	481 (1)
(15) タイグエン	83,000	3,943 (28.3)	5,587 (47.2)	2,069 (16.8)	999 (7.4)
(16) クアンイエン	92,000	5,339 (65.8)	2,175 (26.8)	478 (5.9)	111 (1.4)
(17) トウエンクアン	49,000	765 (41.5)	938 (50.9)	137 (7.4)	2 (0.1)
(18) イエンバイ	72,000	6,697 (67.3)	3,101 (31.1)	123 (1.2)	22 (0.2)

(出所) Henry, Yves, *Économie agricole de L'Indochine*, Hanoi, Gouvernement Général de L'Indochine,

(注) (1) 左端の番号は、第1図と対応。(2) 共有地の面積は、耕作中の面積を示す。

れる。

この曖昧さは、つぎのような理由によってさらに倍加される。郷職、官吏あるいは彼らと関係をもつ商人は、課税を免れるために土地を隠匿したり、所有権の移転後も名義変更の手続きをとらなかったり、所有権を身内や架空の人物の名義にしたりする^(注15)。このため、土地を失った農民が形式上の所有者として表中に記入されることになる。この点は、以下のグルーの一節によく示されている。

「みせかけの所有者は、実際に所有者ではないことがしばしばある。彼は土地を高利貸に譲渡し、高利貸は毎年小作料を納入させるのである。彼は、所有者のように思われても小作人にすぎない。このようにして、可視あるいは不可視の大所有地が形成されるのである。」^(注16)

なお、アンリーは、郷職が申告した数値を基礎にこの表を作成したのであるが、申告の際に、意識的に実情を歪めたことは十分ありうることであ

稲田および共有地の実態

50~100 マウの所有者	100マウ以上の所有者	稲田面積 (ha)	一期作田 (ha)	二期作田 (ha)	共有地面積 (ha)	共有地の比率 (共有地/稲田×100)
818 (0.08%)	252 (0.02%)	1,110,200	730,100	380,100	233,745	21.1
59 (0.1)	12 (0.02)	63,200	49,300	13,900	17,639	27.9
119 (0.1)	30 (0.03)	124,900	58,300	66,600	48,658	38.9
69 (0.08)	41 (0.04)	118,100	37,900	80,200	38,477	32.6
41 (0.07)	10 (0.02)	58,900	16,200	42,700	10,337	17.6
89 (0.06)	23 (0.02)	135,200	52,300	82,900	19,745	14.6
38 (0.06)	11 (0.01)	70,200	44,200	26,000	15,448	22.0
68 (0.15)	13 (0.03)	56,000	52,500	3,500	21,101	37.7
20 (0.01)	3 (0.002)	83,500	64,800	18,700	21,382	25.6
51 (0.07)	8 (0.01)	81,700	76,700	5,000	12,708	15.6
32 (0.1)	19 (0.06)	43,000	39,700	3,300	4,861	11.3
22 (0.06)	2 (0.006)	42,800	37,800	5,000	4,373	10.2
62 (0.15)	39 (0.1)	106,600	92,600	14,000	4,681	4.4
125 (0.34)	39 (0.13)	42,100	29,700	12,400	4,082	9.7
13 (0.02)	1 (0.002)	38,400	34,900	3,500	3,546	9.2
7 (0.06)	1 (0.008)	17,900	17,900	—	4,213	23.5
3 (0.04)	—	4,000	4,000	—	1,433	35.8
—	—	17,400	15,200	2,200	115	0.7
—	—	6,300	6,100	200	938	14.9

1932, pp. 108-109, 246-250 より作成。

る(注17)。

最後に、第5表では、土地をもたない農民層は対象外であることを銘記する必要がある。農村の階級構成の分析は、無所有者層を含めてはじめてリアルなものとなる。しかし、この層の戸数や比率の調査は、社や省レベルのものがいくつかあるだけで(注18)、北部全体を対象としたものはない。ただ、1936~39年の納税者の調査で、全体のおよそ半数が土地をもたないことが知られており(注19)、

無所有者層はかなりの比率であったことが推測される。

以上の問題点を留意しつつ、第5表からおおよそつぎのような点を指摘できよう。

まず、北部全体の土地所有者の規模別構成をみると、5マウ未満の小規模所有者層が全体の9割を超え、異常な高率であることが注目される。なかでも、タイビン (Thái bình)、ニンビン (Ninh bình) 省などのデルタ地域では、1マウ未満の極

第6表 ナムディン省の土地所有者の規模別構成

区 分	人 数	比 率(%)
5 シャ オ 未 満	81,500	64
5 シャ オ ~ 1 マ ウ	17,500	14
1 ~ 5 マ ウ	21,000	17
5 ~ 10 マ ウ	3,150	3
10 マ ウ 以 上	1,650	1
合 計	124,800	100

(出所) Gourou, Pierre, *Les Paysans du Delta tonkinois*, Paris, Les Éditions d'art et d'histoire, 1936, p. 358 より作成。

(注) 1933年6月1日付, 529社の田簿から集計したものの。

零細規模の所有者層の比率がきわめて高い。この傾向は、第6表や後掲の第7表でより詳細に確かめることができよう。以上の点は、通説の再確認にすぎない。

ところで、5マウ未満を一括して小規模所有者層とするのがこれまでの通説であるが^(注20)、先の検討から明らかなように、これらの層の階級的性格は同一ではない。そこで、第5表を階級構成の観点から把えなおしてみよう。まず、1マウ未満のすべて、および1~5マウの範疇に属する者のかなりの部分は貧農であり、最低限に見積っても全所有者の7割を超えるとみられる。その対極の寄生地主層は0.1%で、これに地主的性格をもつとみられる10マウ以上の所有者層を加えると、全所有者の2%を上回る。1~5マウ層のごく一部と5~10マウ層の多くの部分は富農的性格をもつとみられるが、この比率は全体のほぼ1割程度となろう。残りの1割をやや超える部分が中農層ということになる。

このような階級構成の傾向は、統計上の問題点を考慮すると、実際には5マウ未満の所有者層のなかに実質的な小作人が相当含まれ、また地主層の絶対数は減り、逆に彼らの土地集積の度合は高いことになる。

こうした18省全体の傾向のなかで、地域差を認めることができる。すなわち、デルタの省では貧農層が圧倒的多数を占めるのに対し、デルタ周辺の省では相対的に貧農層が少なく、階級構成は均衡がとれている。しかし、この点は強調されてはならない。というのは、農業生産力は周辺部では劣り、所有規模が3マウ前後でも貧農に属する者が相当いるとみられるからである。なお、山間部の省では、地主はもとより富農的農民すらごく少数であるが、これはこの地域は耕地面積が少ないためとみられる。

さて今度は、土地の集積度を検討することしよう。まず、タイビン省の実例をあげる。

「1933年8月にこの省では、24万2000人の登録者(内籍民——筆者注)に対して、土地所有者はわずか16万人であった。——中略——(この所有者のうち)12万2000人は1マウ未満の土地を所有するだけで、その面積は6万1000マウにすぎない。これに対し、2000人の大規模な所有者は8万マウを所有している。さらに詳細にみると、高利貸を兼ねるより大規模な所有者253人が直接2万8000マウを所有している。しかし、彼らは少なくとも4万3000マウを『管理』していることがわかった。もとの所有者は、この大地主たちの小作人となっている。彼らのうちのいく人かは富裕な大地主であり、その1人は、933マウを所有し、2000マウを管理している。」^(注21)
(『』は、原文では《 》)

引用文中の人数が第5表より多いのは、18歳以上の男子をすべて含んでいるからである。また、面積のなかには、宅地や共有地も含む。そのうえ、1933年は、恐慌の影響で土地の集積=喪失が著しく展開した時期でもある。それゆえ、第5表と直接関連づけることはできないが、タイビン省

における地主層による土地集積性の実態を窺うことはできよう。

すなわち、所有規模の大きい上位2000人が所有する土地の面積は、1マウ未満の所有者12万2000人に属するそれよりも3割強も広い。しかも、これは所有権の届け出のある土地に限った数値であり、実質的に所有している土地を加えると両者に帰属する土地の規模の開きはさらに大きくなる。

ところで、上位2000人の1人当りの平均所有規模は40マウであるが、実質的に所有する土地を考慮すると、この層は寄生地主層とみてよいであろう。最上位253人となると、所有権の届け出のある土地に限っても1人平均111マウを所有し、実質的な所有地をいれると170マウにも達する。つまり、タイビン省では少数の寄生地主層による土地の集積は著しく、階級関係の基礎は、地主-小作関係にあるといえよう。こうした傾向は、他のデルタ地域でもみられる。いくつかの具体例を掲げよう。いずれも1930年前後のものである。

(1) タイビンに住む数人の地主と高利貸が、同省ヴティエン (Vũ tiên) 県ラクダオ (Lạc đạo) 総の共有地700マウを除く土地すべてを所有している^(注22)。(2) ナムディン (Nam định) 省のハイティエン (Hành thiện) 社に住む数人の地主が、同省の3社、およびタイビン省の1社の水田をすべて所有し、これらの社の住民全員を小作人にしている^(注23)。(3) ナムディン省のある地主は、タイビン省の1社の土地165マウを法的に画策して手に入れ、もとの所有者を小作人にしている^(注24)。(4) フンイエ (Hưng yên) 省の4府県では、6年連続洪水に見舞われ、土地を抵当に入れ、小作人となる者が続出した。所有権が移転した土地は、1万5000マウに達し、1人で1300マウ以上の土地を所有する者も現われ、50マウ以上の土地所有者

は、10数人を数えた^(注25)。(5) バクニン (Bácninh) 省ランタイ (Lang tài) 県では、官吏と姻戚関係にある大地主が、洪水を契機に同県の水田2000マウを手中におさめた^(注26)。

いずれも外部の者が社や総の土地を全て獲得する事例であるが、これは植民地化後の新しい傾向とみてよい^(注27)。このように、デルタ地域では、階級構成のなかで大地主が大きな重みをもつのである。

また、第5表からバクザン (Bác giang) ・ヴィンイエ (Vĩnh yên) 両省では、50マウ以上の所有者層の比率が他の省に比べて群を抜いて高いことを指摘できる。この両省においても、大地主が相当広い土地を所有していたとみられる。この地域で大地主制が展開した原因として、次の2点があげられよう。まず第1に、商人や官吏が、植民地化直後の戦乱を避けて居住地から離れていた農民の土地を払下げ地として申請し集積したためである^(注28)。第2に、この地域では植民地化後に灌漑網の建設がすすみ、未墾地が開墾され、豊富な資金をもつ商人や官吏が大規模な払下げ地を得たためである^(注29)。しかし、この地域では人口が疎らであり、耕作者不足のために開拓がすすまなかった。そこで植民地当局は、人口過剰なデルタ地域から移住者を募り、タイビン・ナムディン・ハドン (Hà đông) ・ハナム (Hà nam) などの省の土地を失った農民を定住させた^(注30)。つまり、デルタ周辺の大地主制の展開は、デルタ地域における土地の集積=喪失の進行と相互に関連していたとみられる。

もっとも、タイビン省などにみられる大地主による土地の集積性を、北部全体の特徴とみるのは正しくない。そこで最後に、北部全体の大地の集積度を知る手がかりとして、小作地率の推計を試

みることにしよう。

さて、第2表にもどろう。先の検討から、5ヘクタール（ほぼ14マウ）以上の土地所有者は、地主化する傾向がみられるが、仮にこれ以上の規模の所有者を全て地主とみなすと、彼らが所有する土地は、全耕地の40%、私有地の50%を占めることになる。けれども、5ヘクタール以上の所有者の土地全てが小作地とは限らないし、この数値の信憑性にも問題がある。しかし、地主層が所有する土地の比率が小さくないことは確かであろう。

ところで、グルーは次のように述べている。

「大規模な所有者の土地のほとんど全てと中規模所有者の土地の大部分は、小作農(fermiers)と分益小作農(métayers)とによって耕作されている。彼らが耕作する土地は、デルタの耕地面積の約半分を占める。小規模所有者の多くは、同時に小作農である。」(注31)

グルーが調査したのは、デルタとその周辺の稲作地帯であり、彼はこの地域における小作地率をほぼ半分とみなすのである。しかし、その根拠を示していない。

他方、レトー(Réteaud)によれば、北部における小作地率は3割である(注32)。彼は推計の根拠を、南部において10ヘクタール以上の所有者は地主であり、その所有地は小作地であることにしている。しかし、北部ではより小規模の所有者でも地主化する傾向があり、所有地を小作地に出す層の基準はもっと低くすべきである。

ところで、グルーにしろレトーにしろ、小作地率の推計を私有地に限っているが、共有地が郷職の職権乱用によって実質的な小作地と化している事実を見落している。全耕地の2割強を占める共有地の処理の仕方は、階級構成を検討するうえで無視できないはずである。

小作地率を知る手がかりは、現状ではこれに尽きるのであるが、小作地がかなりの比率であることは否定できまい。従来、小規模自作農の多さを抛りどころに、北部農村の小作地率は低いものとみなされてきた。しかし、先のグルーの記述にもあるとおり、小規模自作農の大部分は、小作人を兼ねたり、実質的な小作人なのである。

とはいえ、北部においては、南部でみられるような巨大地主による土地の集積が顕著ではないことは事実である。それでは、北部における地主制とはいかなる特質をもつのであろうか。それは、共有地の比率の高さに示されるように、社の社会的、経済的構造との関連において追求しなければならない。

(注1) Dumont, René, *La culture du riz dans le delta du tonkin*, Paris, Société d'Éditions géographiques, maritimes et coloniales, 1936, p. 51.

(注2) *Ibid.*, pp. 52-53.

(注3) Henry, *Économie*……, p. 36; Gourou, *Les Paysans*……, p. 374; Dumont, *La culture*……, pp. 51-52.

(注4) Dumont, *La culture*……, p. 348; Gourou, Pierre, *L'Utilisation du sol en Indochine*, Paris, Centre d'Études de Politique Étrangère, 1940, p. 241.

(注5) これは、ouvriers salariés の訳語である。また、現代のヴェトナム人が cò nông (雇農) を仏訳する場合、ouvriers agricoles の訳語をあてる。しかし、いずれも近代的な意味の農業労働者を指すものではない。

(注6) Dumont, René, "Observations rizicoles au Tonkin," *Bulletin Économique de L'Indochine*, mars, 1930-B, p. 348. なお, Gourou, *Les Paysans*……, p. 375. も参照。

(注7) Chaliand, *op. cit.*, pp. 156-157.

(注8) Henry, *Économie*……, p. 37.

(注9) 解放後のヴェトナムでは、労働力搾取を富農規定の指標としている (Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 33; Vo Nhân Tri, *op. cit.*, p. 46.)。筆者もこの

点を踏襲して、これらの農民層を富農的性格をもつものとして把える。なお、現代中国における農民層の階級規定もほぼ同じ視点からなされていると思われる。たとえば、毛沢東「農村の階級をいかに分析するか」(『毛沢東選集』第一巻 外文出版社 1968年 184~185ページ)。

(注10) 郷職の下位クラスに属する里長(ly tru ông)などのなかに、fermiers du village と呼ばれ、3~5マウを自作し、さらに同程度の借地を耕作する者がみられる(Henry, *Économie*……, p. 33; Dumont, “Observations……,” p. 249.)。また、ナムディン省などでは、20~30マウを小作する者もいる(Henry, *Économie*……, p. 113; Dumont, “Observations……,” p. 253.)。いずれも雇人を雇って経営を拡大する事例である。しかし、これらの層も資金を蓄積すると、土地を集積し、やがては地主化するとみられる(Dumont, *La culture*……, p. 54.)。

(注11) 村野勉「北ベトナムの土地改革」(斎藤仁編『アジア土地政策論序説』アジア経済研究所 1976年) 102~103ページ。

(注12) Dumont, *La culture*……, p. 53. なお, Henry, *Économie*……, pp. 37, 113も参照。

(注13) Henry, *Économie*……, p. 37. なお, Gourou, *Les Paysans*……, p. 376; Dumont, *La culture*……, p. 46. も参照。

(注14) Henry, *Économie*……, p. 68.

(注15) Gourou, *Les Paysans*……, p. 356.

(注16) Gourou, *Le Tonkin*……, p. 117.

(注17) Henry, *Économie*……, p. 67.

(注18) ハイズオン(Hải dương)省南部の4府県では、7万3000人の登録者のうち、3600人が無所有であり(Gourou, *Les Paysans*……, p. 358), バクニン省では、全登録者の33%が無所有であった(*Ibid.*, p. 360)。なお、社単位のものについては、第7表参照。

(注19) 北部の納税者総数193万3000人のうち、土地をもたない者は96万8000人である(Khérien, George, ‘Les méfaits de la surpopulation deltaïque,’ *Revue indochinoise juridique et économique*, 1938, Fasc, III, p. 476.)。

(注20) たとえば, Chesneaux, *Contribution*……, p. 164.

(注21) Gourou, *Les Paysans*……, pp. 362-363.

(注22) Dumont, *La culture*……, pp. 44-45.

(注23) Truong Chinh and Võ Nguyên Giáp, *op. cit.*, p. 68.

(注24) *Ibid.*, p. 70.

(注25) Henry, *op. cit.*, p. 112.

(注26) Gourou, *Les Paysans*……, p. 363.

(注27) 農民は、社外の者に土地が渡ることに強い抵抗を示す(*Ibid.*, pp. 360-361.)。

(注28) Dumont, *La culture*……, p. 42.

(注29) バクザン省のケップ(Kép)灌漑網の竣工(1908年)によって、7700ヘクタールが、また、ヴィンイエン省のヴィンイエン灌漑網の竣工(1922年)によって、1万7000ヘクタールが、いずれも水田として開墾された(Bigrone, *op. cit.*, pp. 270, 272.)。

(注30) Henry, *op. cit.*, p. 28; Dumont, *La culture*……, p. 60.

(注31) Gourou, *Les Paysans*……, p. 376.

(注32) Réteaud, “Études des rapports entre les propriétaires fonciers et les fermiers, métayers et ouvriers agricoles,” *Bulletin Économique de L’Indochine*, 1938, Fasc, IV, p. 746.

III 郷職地主と社内の階級構成

1. 社における土地所有状況

最初に、社レベルでの土地所有状況を知るために、第7表を検討しよう。この表は、調査の対象が内籍民(注1)と女性の所有者に限られ、外籍民の実数が不明であること、調査の単位が家族ではなく個人であることなどの欠陥をもつ。たとえば、親と同居して耕作する者は、耕作地が親の名義である場合、無所有者の範疇に入れられる(注2)。それゆえこの表は、土地所有の規模別構成を大まかに示すものであることに留意しておく必要がある。なお、これらの社が位置するのは、当時のデルタ地域の平均的な農業生産力を有する稲作地帯である。この5社の傾向をバクニン省なり、デルタ全体に安易に一般化することは危険であるが、デルタの稲作地帯の土地の所有規模構成の共通性を表現していることは否めまい。

第7表 バクニン省5「社」の所有規模構成

(単位: 人)

社	登録者	男性	女性	登録者で あるが 土地所有 者無 者	5シャ オ以下	5シャ オ~ 1マウ	1~ 1.5 マウ	1.5~ 2マウ	2~ 2.5 マウ	2.5~ 3マウ	3~ 4マウ	4~ 5マウ	5~ 7マウ	7~ 10マウ	10マウ 以上
	総 数	所有者	所有者	者											
A	303	217	19	86 (26.7)	154 38 (59.6)		18	11 9 (12.1)		1	4 1 (1.5)				
B	328	211	28	117 (32.8)	164 25 (53.0)		14	8 11 (10.1)		3	7 2 (2.5)		1 2 (0.84)		2 (0.56)
C	472	352	69	120 (22.1)	328 46 (69.8)		23	8 5 (6.8)		1	3 1 (0.7)		2 3 (0.92)		1 (0.18)
D	799	423	57	376 (43.9)	286 61 (40.5)		32	26 15 (10.1)		14	13 13 (3.0)		6 9 (1.8)		5 (0.58)
E	277	241	45	36 (11.1)	121 40 (50.0)		25	16 14 (20.4)		11	17 14 (9.6)		18 17 (7.8)		3 (0.93)
合計	2,179	1,444	218	735 (30.7)	1,053 210 (52.7)		112	69 54 (11.1)		30	44 31 (3.1)		27 21 (2.0)		11 (0.45)

(出所) Gourou, Pierre, *Les Paysans du Delta tonkinois*, Paris, Les Éditions d'art et d'histoire, 1936, p. 359.

(注) (1) A: 「トゥンカット社」(Thư ợ ng cát) B: 「ザートウイ社」(Gia thủy) C: 「アイモー社」(Ái mô).
D: 「ラックトオ社」(Lạc thổ) E: 「ギァチー社」(Nghĩa chỉ)
(2) カッコ内は登録者に女性所有者を加えた人数に対するパーセントを示す。

まず、先にみた省レベルでの土地所有者の規模別構成の傾向を、この表を通じて社単位でより詳細に確認できよう。それに加えて、無所有者、および所有者のなかの5シャオ(さう、1シャオは10分の1マウ)以下の極零細規模の土地所有者層の占める比率の高さを指摘することができる。無所有者の全構成員(内籍民と女性の所有者の合計)に対する比率は、5社全体で約3割、最も高い比率のD社では4割を超え、最低のE社でも1割に及ぶ。これに1マウ未満の所有者層を加えた比率は、社全体で8割を上回り、C社では9割を超え、最も低いE社でも6割に達する。さらに、所有規模からみてデルタ地域の一応の中農の基準を3マウとすると、自作による収入では生計を維持できない層は、E社では8割を、残りの4社では9割を超える。つまり、社間の差異はあるものの、階級構成のなかで貧農・雇農層が異常な高率を占めている。

これとは対照的に、中農以上の比率が著しく低い

ことはいうまでもない。E社を除く他の4社においては、3マウ以上の所有者が全体の1割にも達せず、特にA・C両社では2%にも満たない。

しかし、このことは前章でみたように、これらの層、とりわけ地主層が所有する土地の比率の低さを意味しない。この点を実証するための適当な資料を欠くが、以下の二つの社の8月革命直前における土地の階級別帰属構成の事例は、地主層が所有する土地の規模を知るうえで一つの手がかりとなろう。

まず、タイグエン(Thái nguyên)省フンソン(Hung son)社の例をみよう。ここでは、30人の地主が400マウの土地を所有し、その平均所有面積は、貧農のそれの約40倍にあたる。374の農業世帯のうち、165世帯は全然土地をもたず、160世帯は貧農であった(註3)。

つまり、フンソン社では、地主は1人当たり平均約13.3マウを、貧農は約3.32シャオを所有していた。戸数で見ると、地主は8%、貧農・雇農はそ

れぞれ43%、44%を占め、残り5%は商人と職人であった。すなわち、この社では、8%の地主が耕地のほぼ88%を所有していたことになる。

次に、フクイエン (Phúc yên) 省ナムホン (Nam hong) 社の例をみよう。ここでは全耕地2230マウのうち、448マウが共有地で、私有地1084マウを6人の地主が所有し、宅地を含む695マウを3079人が手にしていた^(注4)。

この社では、地主6人が耕地の49%を所有していたことになるが、そのうち全耕地の44%に相当する976マウを1人の地主が所有していた。

これらの他にも、8人の地主が全耕地の半分を、32人の地主と9人の富農が全耕地を、1人の地主が全耕地を、それぞれ所有していた社などの例がみられる^(注5)。各社によって地主層の所有する土地の比率は様々であり、ナムホン社の事例が示すような1人の大地主が広大な土地を支配する型や、フンソン社のように小地主が比較的多数存在して広い土地を占有する型の違いはあるものの、少数の地主が手にする耕地の大きさは否定できない。

ところで、北部農村における地主制の特質としてホアンウオックは、小地主(5~10ヘクタール程度の土地を所有)と中地主(20~30ヘクタールの土地を所有)とが広汎に存在していた事実を挙げる^(注6)。けれども、実際にはより小規模の土地の所有者でさえ地主として存在していたとみられる。たとえば、パーチュエット (Wilfred G. Burchett) は、バクニン省ソンナム (Sơn nam) 社の地主について次のように記している。

この社では、わずか12マウの水田を所有するにすぎない者が代表的な地主であった。彼は、郷職を兼ね、高率の小作料、手作り地経営における労働力搾取、糶の高利貸的貸付、税のピンハネなど

政治権力を利用した種々の奸計などによって、貧・雇農層に寄生していた。パーチュエットはさらに、6マウ程度の土地を所有する者ですら地主たりえていたことをも語るのである。彼は、このような諸事実から、ヴェトナムの農村構造を分析する際に、ヨーロッパ流の富や財産の基準を適用することは誤りであることを強調するのであるが、この指摘はきわめて重要である^(注7)。

これまでの叙述から、当時の社では10マウ程度の、絶対規模からすればわずかな土地を所有する郷職層が地主として君臨し、大量に社内に滞留する貧・雇農層に寄生していたとみることができよう。もっとも、こうした関係は、個別の社内で完結するとは限らない。第7表のA社のように、5マウ以上の土地の所有者がいないところもある。これは、私有地が少ないためでもあろうが、先にみた事例のように土地の大半が社外の地主の手に帰している可能性は十分考えられる。このような社では、郷職の経済的基盤は脆弱であり、社内での階級対立は弱められ、郷職は農民大衆と共通の利害関係に立つことになるであろう。

ところで、前節で指摘したように、共有地の処理がこのような郷職地主の存立基盤として重要な意義をもつ。以下において、この点の具体的な説明を試みることにしよう。

2. 郷職地主と共有地の処理

はじめに、共有地の耕地に占める比率を明らかにしておこう。第5表によると、北部全体では共有地が全耕地のほぼ2割を占める。しかし、地域差が著しく、タイビン、ハドンなどの海岸か紅河沿いの省では、共有地の比率が高く、トゥエンクアン (Tuyên quang)、バクザンなど山間部やデルタ周辺の省では低い。山間部のタイグエン、クアンイエン (Quảng yên) でも比率は高いが、これは

省全体が平均して高いのではなく、省内の特定の府・県・州が異常に高いためである(注8)。

社における共有地の比率をみると、耕地全体が共有地であるナムディン省ラクナム(Lạc nam)社(注9)や同省カッチュ(Cát chủ)社、ヴァンラン(Văn lãn)社(注10)のように、それぞれ共有地の比率が89%、79%を占めるところもある。

逆に、郷職による私有地化がすすみ、共有地が全く存在しない社も多い。たとえば、1930年頃のハイズオン省においては、1004社のうち、およそ64%にあたる646社で共有地が消滅している。また、バクニン省では、617社中ほぼ52%に相当する319社で共有地が、フートー(Phú thọ)、キエンアン(Kiên an)両省では、それぞれ全体の約41%、24%にあたる社で公田が存在しない(注11)。

このように、省や社による比率の差はみられるものの、人口密度が高く、水田耕作がさかんな海岸や紅河沿いの省では、共有地の存在が土地保有関係において大きな意義をもつことは認めてよいであろう。

次に、共有地の種類とその処理の仕方を見ることにする。共有地は大まかに分けると、本村田(bôn thôn điền)・本村土(bôn thôn thổ)と公田(công điền)とから成る。前者は、住民には配分されず、社の行政費や祭祠費の調達と人頭税の補充を名目に、一括して賃貸に付す土地である。後者は、社内の有資格者に配分される土地である。

本村田・土の規模は意外に大きい。たとえば、ヴアンイエン(Vu Van Hiên)によると、ハドン省タインオアイ(Thanh Oai)県には、本村田が123マウに対し、公田が1マウ以下の総や、本村田331マウに対し、公田55マウの総、本村田が253マウで公田が36マウの総などがある(注12)。また、グループが調査したハイズオン省の6社では、本村田・

土が共有地に占める割合が、平均で18%、最も高い社で35%に達する(注13)。

これらの共有地の貸付の目的は、公費の捻出にあるが、郷職は賃貸料の一部を着服する。その率は賃貸料の2~3割といわれる。しかも郷職は、借地人に現金で契約料を払わせることができ、それは彼らの個人的な収入となる。そのうえ、借手は原則として公開の入札制によって決められるのであるが、郷職はあらかじめ仲間同士で落札者を決めておくことが多い。この場合の賃貸料は通常の小作料の3分の2から4分の3であるが、賃借権を得た者は通常の小作料でこの土地を農民に転貸し、利ざやを稼ぐことができる(注14)。また、本来内籍民に配分されるはずの公田を一括して貸し出すこともある。寄財(Ký Tài)と称され、社外にあるため耕作に不便な土地や稲作に適しない土地などがその例である。また、内籍民が多すぎるために公田を配分しないこともある。これらの公田の処理の仕方は、本村田・土と同様である(注15)。

郷職によるこのような共有地の私物化の弊害は著しく、植民地当局は再三規制策を講じたが、実効は上がらなかった(注16)。郷職は、こうした共有地の一部の賃貸を通じて実質的な地主としての性格をもっていたといえよう。

今度は、公田の処理の仕方を見ておこう。公田のなかには、特殊な個人用に確保する土地がある。郷職に役職手当として割当てられる筆田(bút điền)もその一つである。他に、兵士に充てる糧田(lương điền)をはじめ、孤児・寡婦・老人にそれぞれ割当てる孤児田(cô nhi điền)、寡婦田(quà phụ điền)、老田(lão điền)などがある。この種の割当ては全ての社で行なわれるとは限らないが、実施する社ではこれらの土地を控除して内籍民に割当て(注17)。

公田配分の受益者は、18～60歳の男子の内籍民であり、コーチシナなどへ出稼ぎに行き留守であっても割当を受け、家族がそれを耕作できる(注18)。しかし、配分の資格は人頭税を払う限りにおいて得られるのであり、零細農のなかには、人頭税の負担を回避するために、18歳に達した子息の登録を引き延ばす者もいる(注19)。割替期間は社の慣習によって違いがみられるが、一般に3年ごとに行なわれる(注20)。

1人当りの割当規模は、社内の公田の広さと内籍民の数によって異なるが、多くの社では些細な規模である。ナムディン、ハイズオン、ハナム省など公田が広く残存するところでは、1人に3～4マウの公田が割当てられる社もあるが(注21)、これは例外であり、大部分の社では、1人の割当が5シャオを超えることはない(注22)。

ところで、全ての内籍民へ平等に割当てるのが建前であるが、実際に割当規模と割当地を決めるのは郷職であり、彼らは職権を悪用して自己に有利な決定をする。たとえば、彼らは割当の基礎となる戸籍(sà hàng xā)と土地台帳(diền bộ)とを管理し、これに架空の人物を登録させたり、死者や60歳を過ぎた者の割当地を削除するなどして自らの割当規模を拡大した。また、公田が少ない社ではそれを郷職が私的に使用したり、出稼ぎで不在の内籍民の割当分を郷職が賃貸することもあった。しかも、戸籍の登録順に割当地を決めるから、上位にランクされる郷職は肥沃で居住地に近い土地を選べた(注23)。

このような郷職による恣意的な公田の配分に対し、農民が結束して改善を迫り、是正策を採らせたことは銘記すべきである。優劣等地を組み合わせて1人分の一片としたり、やせ地をとる者には面積を広くするなどがその例である(注24)。

しかし、零細農が受ける割当規模は微細であり、割当地からの収益だけで生計を維持するのは困難であった。しかも、家畜をもたず耕作費用も不足する零細農は、耕作をしようとすれば借金をせざるをえない。そのうえ、地租の負担も加わる。このため、割当直後に公田を抵当に入れ、借金をする者もいた。わけても納税期には公田を抵当に入れる例が頻繁にみられ、期限内に返済できず、公田が郷職などの債権者の手に渡ることも少なくなかった(注25)。

郷職はまた、公田の割当を受けた者に対し、売却を勧めることもあった。法律によって条件つきながら、亭(dinh)など社の公共用の建物の建設や修復の費用調達を目的とした公田の売却は認められていた。郷職はこの法をししばし悪用し、自ら買い手となり、半ば強制的に安値で売却させたのである(注26)。

このように、郷職は公田の抵当化や買入による土地集積をすすめたのである。

本村田・土の賃貸、広い公田の割当、抵当化や買入による公田の集積などを通じて、郷職は地主的性格を強めたとみることができよう。

3. 地主—小作関係の特質

最後に、以上のような地主制のもとの地主—小作関係の特質を考察する。資料として以下に2例の小作契約文書を掲げる。2例ともアンリーによる仏訳からの重訳である(原文は漢字で表記)(注27)。当時の小作契約は口頭によることが多く、今日われわれが資料として利用し得るのは、他に同種のアンリーによる仏訳が3例みられるだけである。

(例1) 昨年12月17日、私は自分の水田合計3マウ9シャオを△△氏に売り渡した。その土地の位置と境界は、売り渡し契約書に明記されている。

今日私は、それを耕作するために小作に出して下さるようお願いする。私は、毎年10月に1マウにつき10ピアストル(\$)を支払う。この額のうち、2ピアストルは税としてとっておき、8ピアストルは△△氏へ渡すことにする。私は氏に代わり雑費は全て負担し、氏の名義で納税証書を作る。

私が任せられた水田を荒れたままにしておいたり、他人に侵食されたりした場合には、被害額全てを弁償し、小作料の全額を払う。

小作料が1年でも支払われない時には、その償いとして△△氏は翌年の収穫を全て刈入れることができる。

(例2) 下に署名した私、グエンヴァンモー(Nguyen Van Mo)は、ションタイ(Sơn Tây)省△△県X社に住んでいる。私はこの契約で、Y氏に3年間にわたり5マウ4シャオの水田を分益小作させて下さるよう申し入れる。私は、10月の収穫ごとに収穫量の半分を氏に渡すことを約束する。小作料の引渡ししが不規則であったり、不十分である時には、Y氏は私を告訴する権利を有する。この契約は3年間有効である。この期間が過ぎた後は、契約は所有者の同意を得て更新される。この契約は法律にしたがって作成された。

バオダイ (Bảo Đại) 6年

これらの資料を素材として小作条件の特徴をまとめてみよう。

まず、契約期間については、契約書(2)では3年と明記してあるが、アンリーによると、期間を記入する場合は通常1～3年である。明記しない場合には、収穫前に地主は小作人に対し契約解除を通告できる。口頭による契約では、小作人はいつでも解除通告をされる立場にある(注28)。つまり、

小作人の占有権は弱く、耕作するうえで不安がつきまとう。

次に、小作地の管理は、(例1)、(例2)に記されているように、小作人が一切その責任を負う。万一、小作人が灌漑や草刈りを怠ると、地主は日雇を雇って手入れをし、その労賃は小作料に加算する(注29)。耕作に要する費用や農具・種子・家畜なども通常は小作人が負担する。

小作料徴収が厳格であることも文書に明らかである。期限までに小作料を納入しないと、地主は翌年の収穫を全てとったり(例1)、小作人を告訴する(例2)。

もっとも、以上のような小作条件の厳しさは、小作地の需給関係に左右され、開墾間もない借り手の少ない地域では条件が緩和される。つまり、小作人の占有権が比較的強く、耕作費用や種子を地主が提供したり、無利子で貸付けることもある(注30)。

今度は、小作料の支払い形態について検討しよう。契約書(例1)は定額(tố đồng)、(例2)は定率(tố lệ)であることを示している。定率の形態は、小地主がよく用いる。したがって、北部農村ではこの形態が広く採用されている(注31)。定額の形態は、植民地化後に地主の不在化がすすみ、作柄の検査が困難になったために普及したとみられる(注32)。この形態はまた、不作や凶作に関わらず一定の小作料を地主に保証するため、フンイエン省などの洪水多発地域でよくみられる(注33)。大規模な払下げ地や地続きの土地でも、良質の区画の収穫を基準として全区画に対し一律に一定額の小作料を課すことができるため、地主は好んでこの形態を探る。この定額支払い形態について、ホアンウオックは小作人にとって不作や凶作時には不利である反面、勤労意欲を向上させる利点もある、と述べている(注34)。しかし、農業技術の改善に伴う生産

力発展の裏付けがない限り、この利点を強調するのは誤りであろう。なお、定率の形態では、小作料の減免慣行がみられるが^(注35)、このことは地主—小作関係が単に土地の貸借契約ではなく、小作人の地主に対する従属性が強いことを意味する。

ところで、(例1)は小作料を現金で納入することを示している。金納化は、アンリーやデュモンが指摘するように、地主の不在化がすすみ、穀の輸送の不便さを解消するために普及したとみられる^(注36)。しかし、植民地時代には依然穀による現物納が一般的であった^(注37)。では、小作料率ほどの程度であろうか。土地の肥沃度、小作地の需給関係に左右されるものの、一般にかなり高率である。定額の支払い形態では、デルタの肥沃地で5割かそれ以上、デルタ周辺や山間のやせ地ではほぼ3割である^(注38)。定率の形態では、(例2)でそうであるように、平均的な肥沃度の土地においては収穫の半分である。肥沃なデルタの二期作地帯では約6割、人口が疎らなデルタ周辺や山間部では3割前後である^(注39)。ところが、地主の実質的な取り分がこれらの比率より高いことがある。たとえば、地主が作柄の良い区画を収穫したり、二期作地帯では良質の10月米を地主がとり、小作人は5月米をとることにしたり、地主が10月米の収穫はその半分を、5月米は3分の1をとるなどの方法がとられる^(注40)。

このような高率の小作料に加え、地主は契約書に明記しない諸負担(dĩa tô phụ)を小作人に課す。その代表的な例は、旧正月(tết)や旧暦5月5日や10月10日に小作人が地主に豚・鶏・砂糖・バナナなどを贈る慣習である。贈物は小作人の義務であり、怠ると地主のいやがらせに遭い、ひいては小作契約を破棄される。地主はまた、自分の家で

祝い事がある時や一部の土地で手作りをしている場合、食事は与えるものの小作人を無報酬で働かせる^(注41)。

こうした小作条件の厳しさは、小作人に経済的余裕を与えない。それどころか彼らは負債を余儀なくされる。小作人はしばしば耕作費用や種子を用意できず、地主から前借りをする。種子の貸付も現金同様異常な高率で、収穫期には大抵5~10割の利率で返済する。地主はこうして高利貸付によっても小作人への寄生を強め、小作人は契約期間中はほとんど借金を背負うことになる^(注42)。

さて、以上のような小作条件の全般的な厳しさは何によって支えられていたのであろうか。

郷職地主は社における専断的な権力者であり、地方官吏との癒着によってさらにその権力を悪用できた。パーチェットが語るように、彼がすなわち法であり、小作人をいわば身ぐるみ支配できた^(注43)。それゆえにこそ地主は、高率の小作料をはじめ小作人にとって過酷な小作条件を維持できた。のみならず、小作料收受の際の枮を大きくしたり、土地台帳に実際より広い面積を小作地として記入するなどの行為もまかりとおるのである^(注44)。

他方、タイビン省などに多くみられる大地主は、官吏やその親戚、あるいは官吏と何らかの関係をもつ層である。彼らの多くはハノイなどの都市に住み、小作地と小作人の管理を介(cái)に委ねる。介は、小作料の受け渡しをするのをはじめ、小作人に対し田植えの日付を指定したり、耕耘・草刈り・灌漑などの農作業の状況を調べ適宜小作人に命令を与える。介はいわば地主の代理人であり、いわゆる差配人と同じ性格をもつといえよう。彼らは、地主から絶対的な権限を与えられているから、小作人はこれにしたがわねばならず、贈物をして機

嫌をとる必要もある^(注45)。大地主もまた、介を媒介にして小作人の人格をも支配しえたのである。

つまり、地主が小作人に対し厳しい諸条件を課しえたのは、植民地化以前の社会的、経済的構造が植民地支配機構のなかに組み込まれつつ存続していたからに他ならない。それゆえ、ヴェトナム北部農村でみられた地主—小作関係は、植民地支配のもとでの前近代的生産関係といえよう。

なお、地主制の特質を解明するには、社会的側面からの分析も必要であることはいうまでもない。たとえば、地主—小作関係と血縁関係との関連、地主制と村落内の集団や組織との関係などが今後追求されるべき課題として残されている^(注46)。

(注1) Gourou, *Les Paysans*……, p. 359. ここでいう内籍民とは、18歳から60歳までの、人頭税を納める男性である。

(注2) *Ibid.*, p. 360.

(注3) W・バーチェット著、中野好夫訳『十七度線の北』上 岩波書店 1957年 166ページ。(原著は Burchett, Wilfred, G., *North of the Seventeenth Parallel*, 1st ed., Hanoi, 1955.)

(注4) Pham Cuong and Nguyen Van Ba, *Revolution in the Village Nam Hong 1945-1975*, Hanoi, Foreign Languages Publishing House, 1970, p. 28.

(注5) 最初の例は、Nguyen Khac Vien, “L'eau, le riz, les hommes,” in *Tradition et révolution au Vietnam*, Paris, Édition Anthropos, p. 432. 後二者は、本多勝一『続ベトナム戦争』すずさわ書店 1975年 217および317ページ。

(注6) Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 13.

(注7) バーチェット 前掲書 196~198ページ。

(注8) Henry, *Économie*……, pp. 95. 107.

(注9) Gourou, *Les Paysans*……, p. 367.

(注10) Dumont, *La culture*……, p. 46.

(注11) Vu Van Hien, *op. cit.*, pp. 152-153.

(注12) *Ibid.*, p. 100 の(注) 28.

(注13) Gourou, *Les Paysans*……, pp. 370-371.

(注14) Dumont, *La culture*……, p. 78; Tru

ờng Chinh and Võ Nguyên Giáp, *op. cit.*, pp. 78-79.

(注15) Vu Van Hien, *op. cit.*, pp. 128-129; Tru ờng Chinh and Võ Nguyên Giáp, *op. cit.*, p. 78.

(注16) Vu Van Hien, *op. cit.*, pp. 60-61.

(注17) *Ibid.*, pp. 133-135; Gourou, *Les Paysans*……, p. 371; Souvignet et Dronet, *Variétés tonkinoises*, Hanoi, Schrneider, 1903, pp. 186, 206.

(注18) Gourou, *Les Paysans*……, p. 368.

(注19) Vu Van Hien, *op. cit.*, p. 123.

(注20) Gourou, *Les Paysans*……, pp. 368-369.

(注21) *Ibid.*, p. 369; Vu Van Hien, *op. cit.*, p. 157; Dumont, *La culture*……, p. 76.

(注22) Vu Van Hien, *op. cit.*, p. 157.

(注23) Gourou, *Les Paysans*……, pp. 369-370; Ory, *op. cit.*, pp. 78-83, Souvign et et Dronet, *op. cit.*, pp. 192-193.

(注24) Tru ờng Chinh and Võ Nguyên Giáp, *op. cit.*, pp. 80-82.

(注25) *Ibid.*, p. 83. 公田の売買は、法律で原則として禁止されていたが、用益権の譲渡や抵当化は一般に行なわれていた。Vu Van Hien, *op. cit.*, pp. 108, 164.

(注26) Tru ờng Chinh and Võ Nguyên Giáp, *op. cit.*, pp. 82-83; Vu Van Hien, *op. cit.*, pp. 102-111.

(注27) (例1), (例2)はそれぞれ, Henry, *Économie*……, pp. 116, 117より訳載。なお, (例1)はフンイエン省, (例2)はションタイ省の契約書である。2のパオダイ6年は1932年にあたるが, (例1)の年代は不明である。

(注28) *Ibid.*, pp. 34, 117.

(注29) Dumont, *La culture*……, p. 55.

(注30) *Ibid.*, p. 59; Henry, *Économie*……, pp. 34, 117.

(注31) Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 38.

(注32) Henry, *Économie*……, p. 113; Dumont, *La culture*……, p. 54.

(注33) Henry, *Économie*……, p. 113.

(注34) Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 38.

(注35) Henry, *Économie*……, p. 117; Gourou, *Les Paysans*……, p. 376.

(注36) Henry, *Économie*……, p. 114; Dumont,

La culture……, p. 56.

(注37) Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 36.

(注38) Henry, *Économie*……, p. 34; Gourou, *Les Paysans*……, p. 377.

(注39) Henry, *Économie*……, p. 35; Gourou, *Les Paysans*……, p. 376; Dumont, *La culture*……, p. 57; “Observations……”, pp. 251-252; Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 36.

(注40) Henry, *Économie*……, p. 117; Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 39.

(注41) Henry, *Économie*……, p. 115; Gourou, *Les Paysans*……, p. 377; Dumont, *La culture*……, p. 58; Vu Van Hien, *op. cit.*, p. 35.

(注42) Henry, *Économie*……, p. 34; Viện Kinh Tế, *op. cit.*, tr. 41-42.

(注43) パーチェット 前掲書 197ページ。

(注44) 同上書 183, 189~190ページ。

(注45) Henry, *Économie*……, pp. 35-36, 118; Dumont, *La culture*……, p. 55.

(注46) 現段階では、これらの課題を解明するに足りだけの資料はほとんどない。血縁関係との関連については、親戚同士が小作契約をする場合、文書によらず口頭ですませることが多い、というアンリーの簡単な指摘がみられる程度である (Henry, *Économie*……, p. 116.)。村落の集団や組織については、内藤莞爾の優れた研究、「安南村落——その結合性格と村落社会集団——」(東亜社会研究会編『東亜社会研究』第一輯生活社 1943年)がある。しかし、様々な利益集団や血縁集団と、階級関係との関連については明らかではない。

お わ り に

本稿のねらいは、1930年前後のヴェトナム北部農村における階級関係を、植民地支配のもとでの地主制の展開という視点から分析することにあった。今日われわれが手にし得る資料はきわめてかぎられており、そのことに由来する分析の不十分さは、新資料が発掘される時をまって克服するよりほかはない。しかし、これまでの検討から次のことは確認できよう。

北部農村においては植民地化以前に階層分化が

すすんでいたが、植民地化後の諸政策はこれをさらに推し進めた。特に地租と人頭税の再編、専売制の導入は農民に対して現金支出の増加を余儀なくさせ、その結果米の商品化が著しくすすみ、郷職や商人による投機をもたらした。彼らは、土地売買の合法化を背景に、蓄積した資金を専ら土地獲得のために投資し、零細な農民が手放す土地を集積した。こうしてタイビン・ナムディン両省では、商人、官吏や一部の郷職による大規模な土地の集積がすすみ、またバクザン・ヴィンイエン両省においては、大規模な払下げ地を得て大地主化する者がみられた。

しかし、土地の集積=喪失の動きは主に郷職と零細農との間でみられた。郷職が所有する土地は絶対規模からみれば大きいとはいえないが、わずか10マウ程度の所有規模でも地主たりえた。彼らは所有地全てを貸付けるわけではなく、一部の土地で年雇や季節雇いを雇って手作り経営をもするが、公田など共有地を処理する権限を握り、その賃貸や私有地化を通じて地主としての性格を強めた。このような小地主=郷職地主が多数存在することが、北部農村における地主制の特質といえよう。

そして、こうした地主制のもとでの地主-小作関係、および雇主-雇人の関係は、地主の小作人や雇人に対する人格支配によって特徴づけられていた。

ところで、この関係が維持・再生産され、郷職が地主として社内に君臨しえたのは、大量の貧・雇農層が脱農しえず農村に滞留せざるをえないためであった。このような農村の構造をフランス資本の動向との関連で追求することが筆者の次の課題である。

(一橋大学大学院)